

## 虐待冤罪今西事件・大阪高検の上告に抗議する声明

2024年12月12日

日本国民救援会中央本部

会長 伊賀カズミ

大阪高等検察庁は本日、大阪高等裁判所（石川恭司裁判長）で逆転無罪判決が言い渡された虐待冤罪今西事件（今西貴大さん）について、最高裁に上告した。

国民救援会は、専門家の意見書や証人尋問など医学的な立場から慎重に審理を重ねた上で出された大阪高裁の道理ある無罪判決を歓迎し、検察に上告を断念することを要請してきた。あくまでも有罪に固執して、今西さんの人生や人格を一顧だにしない検察の上告に対して強く抗議する。

本件は、2歳の娘を虐待して死なせたとして、父親の今西貴大さんが傷害致死や強制わいせつ致傷などの罪に問われたものである。今西さんは逮捕以来一貫して、事実無根であると否認を続けている。

一審は、検察証人の医師らの所見にもとづき、一方的に女兒の死因は外部からくわえられた力による脳損傷で、相当強い力が加えられなければ生じないとし、暴行を加えられるのは一緒にいた被告人以外に考えられないとして、今西さんが暴行を加えて死亡させたと認定した。また、女兒の肛門から陰部にかけて裂傷があったことについても、短絡的に異物挿入をしたと決めつけて、わいせつ行為があったと認め、懲役12年の実刑判決を出した。

これに対して大阪高裁判決では、外部から頭部に強い力が加えられたとする医師らの証言は、証明力の程度に限界があるのに、一審判決がそれを踏まえた判断をしているとは言えないと指摘。女兒の頭部に外傷はなく、強い力が加えられたと推認することはできないと断定した。また、外傷ができないようソファやマットレスに投げつけたと認める証拠もなく、被告人が女兒に虐待を加えていた事情は見当たらないと指摘した。

医学的にも、また市民の常識からも、2歳児の頭部に強度の衝撃を与える暴行を加えたというのに、全く外傷がないことなど考えられない。検察官は頭部表面を傷つけずに脳の深奥部を損傷させる暴行があり得ると言いながらその態様は「不詳の方法」と述べ、公判においても具体的立証をしなかった。立証責任をおよそ果たしていないと言わざるを得ず、そのことが大阪高裁で明快に示されたのである。

わいせつ行為についても、通常の排便で生じない傷であったとしても、それがただちに異物挿入によるものだと認めるのは論理則経験則に反するとして、一審判決を破棄して無罪判決を言い渡した。

国民救援会は、根拠なしにあくまで刑罰を求めるという検察の「ためにする」上告での、無事の今西さんに対する救済引き延ばしに厳しく抗議し、最高裁でふたたび今西さんの無罪判決を勝ちとるために奮闘することを表明する。